

市役所からの お知らせ



*市の事業について、詳しくは各課へお問い合わせいただくか、秋田市ホームページをご覧ください。http://www.city.akita.akita.jp/

下水道小破修繕の 受注希望業者を募集



上下水道局が
発注する下水道
小破修繕を受注
する業者を募集します。

対象▼市の建設工事などの入札資格があり、休日や夜間など、緊急の修繕要請(管きよ清掃を含む)に迅速に対応できること

受付期間▼4月8日(月)から12日(金)までの午前9時～午後5時

受付場所▼上下水道局維持管理課
(川尻みよし町14-8)
☎(823)8433

紙おむつ、尿取りパッド などの介護用品を支給

自宅で高齢者などのご家族を介護している世帯に、紙おむつ、尿取りパッド、清拭剤、ドライシヤンプー、使い捨て手袋を月6千250円まで現物支給します。

対象▼要介護4か5で、介護保険料の所得段階が1～3(65歳未満)の場合は、本人が市民税非課税)のご家族を自宅で介護しているか

申請方法▼4・7・10・1月の申請期限まで、それぞれ翌月から3か月分を申請してください。書類

は、次の申請場所にあります。
申請期限▼4月15日(月)、7月8日(月)、10月7日(月)、1月7日(火)
申請場所▼介護保険課(市役所福祉棟2階)、北部・西部・河辺・雄和の各市民サービスセンター

●問い合わせ

介護保険課☎(866)2407

後期高齢者医療の 保険料決定通知を発送

4月の年金から後期高齢者医療の保険料引き落としが始まるかたへ、4月上旬に「保険料仮徴収額決定通知書・特別徴収開始通知書」をお送りします。通知書に書いてある保険料は、平成23年中の所得から仮算定したもので、4月・6月・8月の年金から引き落とされる額です。

次の①②ともに満たすかたに通知書を送ります

①平成24年6月1日から10月2日まで75歳になったかた、または同期間に秋田市に転入もしくはは年金の受給が始まった75歳以上のかた

②年金が年額18万円以上で、後期高齢者医療と介護保険の保険料の合計額が年金額の2分の1以下のかた

①②以外のかたの保険料は…

・平成25年2月の年金から保険料

が引き落とされたかた▼引き落とされた保険料と同額が4月・6月・8月の年金から引き落とされます

・納付書または口座振替のかた(平成24年10月3日以降に75歳になったかたを含む)▼納付は7月からです。ただし、年金の年額が18万円以上で、後期高齢者医療と介護保険の保険料の合計額が年金額の2分の1以下のかたは、10月から年金引き落としとなります

●問い合わせ

後期高齢医療課
☎(866)2513

後期高齢者医療保険の 早期加入

後期高齢者医療保険は、原則75歳以上のかたが加入する健康保険ですが、次の手帳をお持ちのかたは、65歳の誕生日以降に加入することが出来ます。収入によっては、現在加入されている健康保険より、保険料が安くなる場合があります。

加入希望のかたは、後期高齢医療課へお問い合わせください。
対象となる手帳▼身体障害者手帳1～3級、および4級の一部、療育手帳A、精神障害保健福祉手帳1～2級

●問い合わせ

後期高齢医療課
☎(866)2513

無料の肝炎ウイルス 検査が受けられます



B型・C型肝炎ウイルスに感染した場合、進行すると肝硬変や肝がんになる可能性があります。肝臓は病気になっても症状が出にくく、気がついたときには症状が悪化している場合もあります。感染を早期に発見し、適切な健康管理を行いましょう。

ウイルス感染の有無は、肝炎ウイルス検査(採血)で分かります。これまで、職場の健康診断や人間ドックなどで肝炎ウイルス検査を受けたことがないかたで、検査をご希望のかたは、健康管理課へお問い合わせください。

市保健所での検査▼毎月第2水曜日の午後2時～3時。健康管理課へ電話でお申し込みください。定員は各10人。検査(採血)は15分程度で終了。検査結果は、約2週間後に郵送します

医療機関での検査▼健康管理課へ電話でお申し込みください。後日お送りする受診券を持って、受託医療機関(市内に112か所)で検査を受けてください。検査結果の説明を受けるため、再受診が必要です

●問い合わせ

健康管理課☎(883)1180

介護保険料納入通知書をお送りします



4月12日(金)に、平成25年度分の介護保険料納入通知書(仮算定分)をお送りします。通知書に書いてある保険料額は、前年度の保険料額をもとに仮算定した額です。今年度の課税状況から算定する保険料額(本算定分)は7月上旬にお知らせします。

問い合わせ 介護保険課 ☎(866)2069 ファクス(866)2309

平成25年度の介護保険料(65歳以上のかた)

所得段階	対象者	保険料(年額)
第1段階	生活保護受給者、世帯員全員が市町村民税非課税の老齢福祉年金受給者	31,884円
第2段階	世帯員全員が市町村民税非課税で本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下のかた	31,884円
第3段階 (特例)	世帯員全員が市町村民税非課税で本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円以下のかた	41,450円
第3段階	世帯員全員が市町村民税非課税で本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円を超えるかた	47,826円
第4段階 (特例)	本人が市町村民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下のかた	52,928円
第4段階	本人が市町村民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超えるかた	63,768円
第5段階	本人が市町村民税課税のかた(合計所得が125万円未満)	68,870円
第6段階	本人が市町村民税課税のかた(合計所得が125万円以上200万円未満)	79,710円
第7段階	本人が市町村民税課税のかた(合計所得が200万円以上)	95,652円

* 所得段階が第4段階(特例を含む)のかたで、次の①②をとともに満たすかたは、第2、第3段階(特例含む)に変更になります。詳しくは介護保険課へお問い合わせください。

- ①同一世帯に所得税または市県民税が未申告の20歳~60歳の世帯員がいる
- ②世帯員全員が市町村民税非課税である

■金融機関の窓口で保険料を納めているかたには、4月~6月分の納付書もお送りします

* 6月から年金引き落としに切り替わるかたには、年金引き落としのお知らせ(窓口納付のかたは5月分までの納付書も)を同封します。

■年金から引き落としされているかたへ

今回、納入通知書はお送りしません。4月・6月・8月に引き落とされる保険料額は、前回(2月)と同額です。10月以降に引き落とされる保険料額で、平成25年度の介護保険料(年額)に調整します。

また、平成24年度中に65歳になったかたや、秋田市に転入したかたは、6月・8月・10月から年金引き落としに変わる場合があります。変更になる場合は、通知書でお知らせします。

■保険料の納付は口座振替が便利で安心です

■保険料の納付について、お気軽にご相談ください

災害、病気、失業などにより保険料の納付が困難になった場合や、市町村民税非課税世帯で一定の条件を満たすかたは、申請により保険料の減免を受けられる場合があります。詳しくは介護保険課へご相談ください。

4月7日(日)は
選挙の日



4月7日(日)は秋田市長・県議会議員秋田市選挙区補欠選挙の投票日です。投票時間は午前7時~午後8時(河辺・雄和地域は午後7時まで)。
開票は、7日(日)午後9時15分から市立体育館で行います。
●郵送した投票所入場券を紛失した場合は、各投票所の受付で再

発行できます

●視覚に障がいがあるかたは、点字による投票ができます

●身体に障がいなどがあり、自ら投票用紙に記入できないかたは、受付で本人が申請すると代理投票ができます

●投票所の名称変更(場所は同じ) : 上北手地域センター▶上北手地区コミュニティセンター、

牛島児童館▶(旧)牛島児童館

●問い合わせ 秋田市選挙管理委員会事務局 ☎(866)2260

全国で風しんが流行しています

20代から40代を中心に風しんが流行しています。妊娠初期のかたが風しんに感染すると、赤ちゃんに障がいが残る場合があります。風しんに感染したことがないかたや、予防接種を受けたことがないかた、どちらも不明なかたは医療機関で行う任意の予防接種(有料)を受けることをご検討ください

い。ただし、妊娠中のかたは受けられません。

なお、子どもが対象の定期予防接種は次のとおりです。

定期予防接種(無料)

原則「麻しん・風しん混合ワクチン」で2回接種します。1回目は1歳になった日から2歳になるまで、2回目は5歳以上7歳未満で小学校就学前の1年間で受けてください

●問い合わせ

健康管理課 ☎(883)1179